

令和 7 年 9 月
千早赤阪村議会予算常任委員会
会議録

開会 令和 7 年 9 月 9 日
閉会 令和 7 年 9 月 9 日

千早赤阪村議会

令和7年9月予算常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和7年9月9日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	南 本 斎	委 員	井 上 浩 一
副 委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	畠 智惠美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則

4. 欠席委員

委 員 中 野 智 子

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	秘 書 財 政 課 長	北 浦 信 行
副 村 長	西 井 秀 孝	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	倉 真
教 育 長	大 門 和 喜	住 民 課 長	酒 見 健 司
地 域 活 性 化 推 进 担 当 部 長	日 谷 順 彦	福 祉 課 長	山 谷 光 代
総 務 部 長	池 西 昌 夫	健 康 課 長	仲 谷 聰 子
民 生 部 長	中 野 光 二	こ ど も 課 長	上 田 訓 士
産 業 建 設 部 長 兼 災 害 復 旧 室 長	下 休 場 健 司	農 林 環 境 課 長	仲 野 隆 之
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 兼 教 育 課 長	森 田 洋 文	都 市 整 備 課 長	安 井 良 之
総 務 政 策 課 長	菊 井 秀 行		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議 會 事 務 局 長 柏 原 美 佳 議 會 事 務 局 主 査 土 井 達 也

7. 付議事件

- 議案第48号 令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第49号 令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）

午前10時40分 開会

○南本委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、予算常任委員会を開会します。

中野委員におかれましては、傷病のため欠席との届出がございましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしていただくか、電源をお切りになるか、よろしくお願ひしておきます。

本委員会に付託されました案件は補正予算3件です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けておりますので省略をいたします。

審査は1議案ごとに担当者より説明をいただき、採決を行います。

それでは、順次議題といたします。

まず、議案第48号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 議案第48号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

それではまず、12ページをご覧ください。

歳出でございますが、12ページから19ページに係る各科目の職員人件費、会計年度任用職員人件費及び特別職給与の補正につきましては、人事異動並びに児童手当等による補正であるため、説明を省略させていただきます。

12ページをご覧ください。

議会費の議会運営事務費は、議員改選に伴う期末手当の増額及び議会だよりの契約締結に伴う不用による減額でございます。

総務費のその他財産維持管理費は、分校跡地の階段をスロープに改良する工事に伴う増額でございます。

基金管理費は、財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第2条に伴う増額でございます。

戦略推進事業費は、金剛山周辺等における村活性化計画策定経費に伴う増額でございま

す。

内部情報系ネットワーク運用事業費は、第5次LGWAN移行に伴う敷設工事費等の増額でございます。

賦課徴収事務費は、軽自動車税環境性能割徴収取扱費の不足分に伴う手数料の増額でございます。

指定統計調査費は、国勢調査に係る調査員報酬単価増額に伴う報酬の増額でございます。

14ページをご覧ください。

民生費の身障更生医療関係事業費から補装具費までは、令和6年度事業の精算に伴う返還金の増額でございます。

広域福祉関係事業費は、人事異動に伴う南河内広域行政共同処理事業負担金（福祉分野）の増額でございます。

障害児施設措置（給付）等事業費から介護保険総務費までは、令和6年度事業の精算に伴う返還金の増額でございます。

介護保険特別会計繰出金は、介護予防教室委託料の組み替えに伴う介護保険特別会計への繰出金の増額でございます。

重層的支援体制整備事業費（地域介護予防支援事業）は、介護保険特別会計において計上する事業の減額でございます。

未熟児養育医療給付事業費は、令和6年度事業の精算に伴う返還金の増額でございます。

16ページをご覧ください。

児童手当支給事業費は、令和6年度事業の精算に伴う返還金の増額でございます。

衛生費の保健センター管理事業費は、消火器購入に伴う増額及び保健センターが新たに特定建築物定期調査の対象となったことによる委託料の増額でございます。

国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金は、令和6年度決算による赤字補填に伴う国民健康保険特別会計（施設勘定）への繰出金の増額でございます。

環境衛生費は、省エネ家電買換え促進事業に伴う補助金の増額でございます。

農林水産業費の農業委員会事務局事務費は、システム標準化の移行時期変更に伴う農地台帳システム整備事業の不用による減額でございます。

農業振興事業費は、新規就農者育成総合対策事業に伴う補助金の増額でございます。

18ページをご覧ください。

土木費の広域まちづくり関係事業費は、人事異動に伴う南河内広域行政共同処理事業負

担金（まちづくり分野）の増額でございます。

教育費の教育委員会事務局事務費は、「未来の学校・地域」創生プランに伴う先進地視察に係る旅費の増額でございます。

教育指導費は、「未来の学校・地域」創生プランに伴う講師謝礼等の報償金の増額でございます。

海洋センター管理運営事業費は、B&G海洋センターのアリーナ床の修理に伴う修繕費の増額でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

地方特例交付金は、令和7年度交付額の確定による減額でございます。

総務費国庫補助金は、地方創生臨時交付金でございます。

民生費国庫補助金及び民生費府補助金は、重層的支援体制事業交付金の減額でございます。

農林水産業費府補助金は、新規就農者育成総合対策事業補助金でございます。

総務費府委託金は、各種統計委託金でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金及び介護保険特別会計繰入金でございます。

繰越金は、前年度繰越金でございます。

10ページをご覧ください。

諸収入は、雑入及び高齢者保健受託事業収入でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、13ページの分校跡地改良工事についてですけれども、先ほど階段をスロープにというふうにお伺いしましたけれども、階段をスロープに変える理由をお伺いできたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、桐山の地区にあります分校跡地なんですけれども、今現在、村道から入って門がありまして、その中に入っていただきまして、その反対側にスロープちゅうか階段があります。今現在、その分校の跡地につきましては、桐山の地区が使われ

たり、あとそこの分校の周りの農作業等に使われてる方の駐車場とか、そういう形で分校跡地を使っておられます。今、門の反対側に階段があるんですけれども、もうその階段自体も古くなりまして、階段自体が老朽化ということと、今階段になっておりますので、農機具であったりとか、そういうものをそこから運ぶというのは難しいということで、スロープにすればそのまま農機具とかを運ぶことができますので、そういう話もありましたので、老朽化もありますので、その部分についてスロープ化を考えております。そのスロープも、今階段の幅自体が2メーターしかないんですけれども、2メーターでしたらなかなか向こう側の農道のほうに行くのに曲がりにくいと思われますので、その幅員も拡幅して、使いがいいようにということで改良したいと考えています。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じページですね。13ページ、村活性化計画調査委託料ということで100万円計上しておられますけれども、この村活性化計画なるものについてご説明をお願いいたします。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 村活性化計画調査の委託料ということでございますが、さきの一般質問でもご答弁させていただいているとおり、今後地域の活性化拠点づくりというのを進めていきたいという中で、総合計画においては、金剛山周辺を自然観光拠点として位置づけしており、また楠公誕生地周辺を歴史観光拠点として位置づけをしております。この2拠点を連携することによって、地域の活性化というのを進めていきたいということでございます。そのために、様々な方のご意見とかをいただくための、そこは策定委員会なのか、ワークショップなのか、そちらのところはまだ検討中ですけども、そういう経費であったり、あるいはその計画を策定するに当たりまして、ニーズ調査であったりとか、あるいはサウンディング調査とか、一定そういうところが想定されるんですけども、そういうところを基本となるような業務を委託していきたいというところも考えておりますので、それに係る経費として今回予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ただ、これまででもサウンディング調査ともう何回も繰り返しておられるのかなと思うんですね。別に、金剛山と誕生地という話は今に始まったことで

はありませんので。これまでの調査との関係というのは何かありますでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 観光のほうでも、大阪府とかとサウンディング調査とか、そういうのは今までからさせていただいてますが、今後、連携ということで、その辺につきましては、以前の資料も活用しながら、今後の調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。前回のサウンディング調査も見させていただいたんですけども、内容を見る限り、まあまあ、そうだよねという内容が多かったという記憶があるんですよね。一般の方が思われてる内容と事業者さんが思われてる内容とそこまで隔たりはなかったという記憶がありますので。今回は新たにサウンディング調査をされるわけですから、前回を踏まえて、さらなる発展という形でお願いしたいというふうに思います。

続きまして、17ページですね。保健センター管理事業費のほうですね。特定建築物定期調査業務委託料で今回13万2,000円計上しておられますけれども、一応説明のほうを見させていただくと、特定建築物定期調査が新たに対象となったということなんですが、これは保健センター全体が新たに特定建築物定期調査の対象となったという理解でよろしいですか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、令和7年4月1日より、大阪府内の行政庁におきまして、事務所その他これに類するものの対象範囲が拡大されまして、保健センターが建築基準法上の定期調査報告、特定建築物防火設備の対象となりまして、有資格者の点検が必要となったことから、調査業務委託料を今回計上させていただくことになりました。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。どうもありがとうございました。

同じページ、続きまして、農地台帳システム整備委託料ということで、今回63万8,000円が減ということで、こちら説明を見させていただくと、システム標準化の移行時期変更に伴う農地台帳システム整備委託料の不用による減ということで、このシステム標準化と農地台帳システムのこの両者の関係性というのはどういった形になっているのか、お伺いいたします。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 農地台帳システムのほうを更新していくときに、住民基本台帳並び

に固定資産台帳のデータをそのまま農地台帳システムのほうに更新かけていきますので、その辺で関係性というか、住基と固定資産台帳と一緒にデータを農地台帳に移すために、今回同時期にシステム改修しないと意味がないため、今回時期がずれ、スケジュールが変更になりましたので、減額とさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、これ住基と固定資産台帳がその際には突合されるという認識でよろしいんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 年に1回、そういったデータのほうを突合しております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

ということは、こちらはシステム標準化の移行に従ってまたいずれ計上されると、金額はともかくとして、というふうに理解いたしました。ありがとうございます。

取りあえずは以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畠委員。

○畠委員 なかなかページを追うのが難しいですが、9ページ、重層的支援体制事業交付金という項目で2つ、国庫支出金と府支出金の減額がありますが、この重層的支援体制整備事業というのは地域づくり、相談支援、居場所への支援、居場所づくりのような支援と今の地域づくりの3つが総合的に、縦割りではなくて、横割り財源で使えるという制度だと理解しておりますが、こここの減というのはどういう理由になっているんでしょうか。お教えください。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ただいまのご質問ですけれども、一応当初予算のほうでは、これまでの介護保険特別会計の一般介護予防事業費を一般会計に計上いたしましたが、重層的支援体制整備事業交付金の関係で計上のほうをさせていただきましたが、一般介護予防事業費のうち介護予防啓発事業費である一般介護予防事業委託料につきましては、この重層的支援体制整備事業交付金の対象事業費ではないということでしたので、今回の補正で一般会計から介護保険特別会計への組み替えをお願いさせていただいたものでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 ということは、本来重層的支援体制整備事業の交付金として申請できないものを入れてしまっていたと、間違っていたので修正したという、率直に言えばそういうことと理解させていただいていいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では続きまして、その後の繰入金というところですね。介護保険事業特別会計繰入金として減額になっているのは今のに伴うことかと思いますが、この介護保険会計からの繰入金というのは、一般財源に入ってきた、何のための繰入れされたのかということについてご説明お願ひいたします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 この一般会計に繰入れするということなんですけれども、重層的支援体制整備事業のほうに介護保険のほうの、これまでの補助金の分でして、介護保険につきましては、一応事業費の半分は第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料、支払基金交付金から交付されるもので、その分を介護保険特別会計から一般会計のほうに繰入れするというものでございます。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 すいません。今の説明がよく理解できなかつたんで、もう少し分かりやすくご説明いただけますでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護保険のほうの事業費なんですけれども、その分を重層的支援体制整備事業の交付金のために一般会計のほうに事業費を計上のほうをさせていただいてます。その事業費の負担割合なんですけれども、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象は、その事業費の半分が国庫と府で負担されます。残りの半分は介護保険特別会計で徴収しております第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料、支払基金交付金から介護保険特別会計のほうに歳入されます。その分を一般会計のほうに介護保険特別会計から繰り出すものでございます。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ありがとうございます。

つまり、重層的支援体制整備事業というのは、児童、障がい、高齢、それから地域づくり、一切関係なく横割りで使える財源というふうに理解しています。そういうところにブルーるために、これでいくと、介護保険のほうからその額を350万円ですか、350

万円をそちらのほうに繰り入れて、そちらの事業を行う財源とするというふうに。だから、介護保険として集めているお金だけれども、もっと地域づくりとかそういう横割りのお金として運用できるような形で入れたというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 横割りではありますけれども、この介護保険特別会計から繰り出す事業費については、介護保険の事業と、もともと事業でやつてた地域包括支援センターの運営費と、あと介護予防の自主グループの運営関係の支援の事業費、その部分のみを繰り出すものでございます。ほかの生活困窮とか、子どもの分とか、そういった事業に繰り出すものではございません。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 そうだとしたら、なぜ繰り出すかが分かりません。重層的支援体制整備事業つて、もともとそういう財源を一つのところにプールすることによって、どんな使い方もその自治体の権限で行えるということだと理解していたんですけども、それをもう結局介護保険関係の事業にしか使えないのであれば繰り出す必要性はないのではないかと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 事業費自体は、介護保険事業でやつてましたその事業費を一般会計で繰り出します。負担割合につきましては、介護保険部分を繰り出すものであって、重層的支援体制整備事業で、横割りで一体的に使うものではございますけれども、相談事業につきましても、介護だけの相談ではなく、生活困窮、子どもも含めた上での相談にはなってきますので、その辺の割り振りができないということで、自由に割り振りできるように、一般会計の重層的支援体制整備事業で事業交付金として使うほうがよりよい相談体制にできるということで、重層的支援体制整備事業をさせていただいている次第でございます。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ありがとうございます。

ということは、今の最後のご説明では、高齢者に限らず、例えば地域包括支援センターの相談事業というのはもっと広く、障がいとか、例えば生活困窮の人とか、子育ての人もし来たとしても、うちは窓口ではありませんという対応するのではなくて、対応できるというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。それであれば、そちらに移行する意味はあると思いますが。最初のご説明だと、そういうとこに使わないというお話でしたので、それでは違う、どうかなと思ったんですが。後のご説明のほうで理解させていた

だいてよろしいでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 福祉課のほうで、断らない窓口ということで、地域包括支援センターもはじめ高齢、障がいの福祉窓口一本でさせていただいているので、そういった意味で、委員がおっしゃられた部分は理解していただけるのではないかと思います。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 ありがとうございます。

今現在、これまでそういう機能を持ってやって来ますと。だから、そういう意味では変わらないけれども、中身と、説明とすれば、縦割りじゃなくて、横割りの機能を持たせても法的に問題ないという状況で使いますということですね。はい、ありがとうございます。

続きまして、ご質問したいのが、項目としては省エネ家電の買換え促進に伴う増という部分ですが、17ページの環境衛生費ということで、省エネ家電買換え促進事業補助金ということで、これに対しては、その省エネ家電としてエアコンと冷蔵庫どちらか1台をというので、もともとこの財源というのは国からの臨時交付金で、物価高騰対策として村が国からの交付金を使うことができるものとして、このプランを出せばその交付金を受けることができるということで設定されていると思いますけれども。ここでお伺いしたいのは、村民の高騰対策の支援として、エアコンまたは冷蔵庫どちらか1台というようなご説明を伺ったかと思うんですが、以前に。これはなぜエアコンと冷蔵庫なのか。本当にこれを必要とする村民のニーズを確認された上で、あ、やっぱりこれにしましょうということでプランを決められたのかどうか。その辺が正直言って、今すぐエアコンが必要です、今すぐ冷蔵庫が必要ですということで、うちの家計が助かるという人が村民の中のどれぐらいの割合を想定されているのか。その辺も含めて、この設定自身がどういう経緯でこういう形のプランになったのか、お尋ねいたします。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 省エネ家電の買換え促進事業の対象機器として、エアコンまたは冷蔵庫どちらか1台ということで、以前にご説明させていただいていると思いますが、これにつきましては、省エネ家電というところで、生活に密着というか、ずっと使っている、そういった家電ということで、冷蔵庫というのはずっと24時間使っております。それで、エアコンも最近であれば温度の調整ということで、そういうのを使ってるということで、そういう生活に密着したところで今回こういうエアコンと冷蔵庫という選定をさせて

いただいたというところと、あと消費電力的にもやはりエアコン、冷蔵庫というところは高い部類のところになりますので、それを買い換えることによって消費電力を抑えるということの目的も達せられるということで、この2品の選択にさせていただきました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 ニーズ調査をされたのか、より有効な物価高騰対策として適切かどうかということに対してのお答えはいただいてないと思うんですが、お願ひいたします。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 申し訳ございません。村民に対するニーズ調査というところまでは実際しておりません。それで、近隣の市町村等の部分で、エアコン、冷蔵庫、テレビとか、いろいろなそういった同じような事業を行っているところがありまして、その中のところで、先ほど申し上げました村としてはエアコン、冷蔵庫というところを選定させていただきました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 というのは、近隣の市町村で同様な事業をされてて、それを調べた結果、この2つが村民の生活支援にも、物価高騰対策にも重なるし、有効であると判断されたということでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 その選定につきましては、そういう形で、やっぱり生活、先ほどと同じになりますが、密着している部分では、こういった家電は必要でありますので、それにつきましては、村民に対してこれが有効的というか支援になるという考え方で、この2品を選択いたしました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 そういう意味では甚だ疑問に感じるところなんですけれども。例えば、まだ冷蔵庫あるけれども、動いてるけど、ちょっと古いから、出たから買おうかといったら、廃棄が増える、逆に言ったら。まだ使えるのに捨てるっていうところに逆につながってしまうんじゃないかなってすごい心配してしまうんですね。そういうことは1点ちょっと申し上げておきたいと思います。

それに併せて、この補助金、3月31日までに多分執行しないといけないと思うんですけれども、会計の関係ってもっと短いのかもしれません。その際、これによってその申

出があまりなかった、お金が余りそうだというときはどのように対処されるのか、伺います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、464万7,000円が交付限度額となっております。6月議会において通学定期券の購入補助金事業が200万2,000円、今回この省エネの補助金については300万円、合計しますと500万2,000円となっておりまして、全て使えば問題なく消化するんですけども、仮にそのうち100万円ぐらい不足が出た場合につきましては、まず先ほど畠委員おっしゃったように執行が3月までにということもありますので、村としましては現在住民さんに対して補助している事業にその臨時交付金を充てたらどうかと一応考えております。過去からいきますと、給食費とかそういったものに充てさせてもらっているということになります。

以上でございます。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ということは、例えば国から交付されたお金が余った場合は、現在住民がいろんなサービスを無料にさせていただいてるところに充当することができるというお答えと理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 国に対しては、事業計画として上げる必要性はあるんです。それは、国に対して10月ぐらいに一応申請の締切りがありますので、その分は申請する予定であります。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ありがとうございます。

では、申請の際に、もしこういうニーズがそれほどなくてお金が余りそうだったら、もっと住民にとっていろいろ手続等無料にして、いろんな状況、無料で提供していただいているサービスに補填していくことができるということですので、そういう形であれば効果はあるのかなと思いますので、それも含めての申請ということであれば理解させていただきました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

井上委員。

○井上委員 17ページのところに農業振興事業費というので新規就農者育成総合対策事

業補助金というのがあるんですけど、この中身についてちょっと教えていただきたいと思います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 新規就農者育成総合対策事業というのは、就農準備段階で、経営開始時に、経営を確立するために支援する資金を交付する事業であります、今回の場合であれば経営開始資金制度というのを使いまして、計上させていただいてます。年間150万円、それを最長3年間交付するという事業になっております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございました。

これ補正で上がるというはどういった理由なんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 これにつきましては、あくまでも農業者からの交付金の申請がありまして、それに対して大阪府が予算をつけて、そこから村が申請するという流れになりますので、当初段階ではその申請がまだ上がっていなかったため、補正で上げさせていただきました。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 そうしましたら、何件かその申請があるという、何件ぐらいあるんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 現在、今、この上がってきてる件数につきましては1件となっております。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 先ほど畠委員も聞かれておられた繰入れに関してなんですけれども、8ページ、9ページでなんですかね。一般的な話でちょっとお伺いしたくて。というのも、特別会計等の繰入れ、繰り出しというのは、大抵は一般会計、要は特別会計のほうでお金が不足するので、一般会計のほうからお金をそこに付け足すと、足すというふうな形が普通だと思うんですけども、今回特別会計のほうから逆に一般会計に繰入れということですね。介護保険の場合、どういう場合にそういうのは発生するのかというのをちょっとお伺いしたいと思って、お願いいいたします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員おっしゃるとおり、まず一般会計から繰入れというはあるんですけれども、今回重層的支援体制整備事業は一般会計で事業費のほうを組むということになってますので、介護保険の事業につきましては、負担割合は50%が国、府、村、残り50%が第1号被保険者、第2号被保険者の保険料で賄うものになりますので、今回介護保険の事業を一般会計に一部移したことによって、第1号、第2号被保険者の保険料分を一般会計に繰り出すというものでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。要は、介護保険のほうで行っていた事業を一般会計のほうで行うと。それに伴って、介護保険のほうから財源を一般会計のほうに移してきたと。そういうお話だということですね。今回は、逆に一般会計で行う予定だったものをやっぱり介護保険でということになったので、今度は逆に一般会計から介護保険のほうにお金が移動するという補正を今回されるということですね。はい、了解いたしました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畠委員。

○畠委員 国保のところでお尋ねすればいいのかもしれません、診療所の繰出金、17ページ、国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金ということで、これ6年度における村の診療所の赤字分を補填する分だというふうに伺っていますが、この補填の、なぜ赤字が出たのか、その内容についてご説明いただけますでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、後ほど特別会計のほうでも計上させていただいている分になるんですけども、例年、年度決算を、指定管理を行っている国保診療所の6年度でしたら地域医療振興協会様のほうが指定管理を行っておりました。そちらで言いましたら、事業を管理運営していただいている収入支出につきまして決算を出されたときに収支不足額が出たことにより、その分につきましては、村の医療を安定して運営するためにということで、村のほうが全額助成のほうをさせていただいているということで、今回特別会計のほうで計上させていただくことにより、特別会計のほうの入りのほうに一般会計のほうからその財源を繰り出ししていただいて特別会計のほうで繰入れするという、そういう流れになります。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 ありがとうございます。特別会計の別議案になってるので、そちらのほうでお尋ねします。ありがとうございます。

続きまして、19ページ、教育委員会の部分ですけれども、未来プランということで、これまで何度も何度かご説明、教育委員会、教育長のほうからお伺いしておりますが、この未来プランということによって、旅費、教育委員会事務局事務費としての普通旅費、先進地域の視察に使うというお話をしたが、具体的に、どんなところに何回、何人で行かれるのか、その内容についてお伺いします。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回、普通旅費を計上させていただいております行き先でございますけれども、現在高知県のほうでコミュニティ・スクール先進学校がございまして、そちらのほうに事務局で4名が視察に伺う予定にしております。それとあと、まだ行き先等の確定はしておりませんけれども、関東圏で、これも事務局職員で4名が伺いたいと考えております。今回計上させていただいたものでございます。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ということは、今、視察に行くと決めるまでに、今だったら電話連絡、オンライン対面での打合せ等は可能かと思いますが、そういうところを幾つか行われた結果として、今この2か所が案に上がってるというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 実は、これまで先進地のほうは電話とかウェブ等でも事務局のほうでいろいろ研究のほうをさせていただいてございます。その中で、今回、現地の様子を一応最低限、やはり初めてのことですので、しっかりと準備が必要であるという認識しております。その中で旅費を計上させていただいたところでございます。高知県のほうも、できるだけ経費削減ということで、公用車で行きたいなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 経費削減で公用車を使われるということですが、安全とかということで、長い距離になると気にはなりますけれども。一応、これまでウェブ会議等でいろいろ検討された結果として決められたというので、今この予算の中ではその2か所が上がっていると

いうふうに理解させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、教育指導費のほうなんですけれども、報償金として講師謝礼、それに関するいろいろな専門知識等を持つ、そういう専門家の方に講師としていろいろお話を伺うというふうに伺っておりますけれども、これは何人、何回、どのような内容でお願いするのか。また、お一人の方にどの程度の謝金をお支払いされるのかということについてお伺いします。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 報償金で計上させていただいております元の金額、元の積算でございますけれども、今回、今年度プロジェクトチームをつくるということで、未来プランでは予定しております、その中で外部からお呼びする予定の大学教授、弁護士、民間の有識者等でございまして、1回当たり謝金として、一定の2、3時間の会議になろうかなと思いますんで、5回で6人を想定させていただいております。それとあと、地域とかPTA関係の方については、できるだけ無償でお願いしたいなというふうには考えてございます。それとあと、学校の教職員に対して、やはり新たな試みを今後始めていくわけでございますんで、しっかりと中身について、子どもたちの学校の教育をどうしていくんだということで、専門家の講師をお呼びしたいとも考えてございまして、これも一定必要経費といたしまして計上させていただいてございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 来年度からスタートさせたいというコミュニティ・スクールの仕組みのプロジェクトチームとして、この半期の間にやりたいということで予算計上されているというふうには理解しているんですけども。コミュニティ・スクールを始めるに当たって、今の段階で、今おっしゃいましたけれども、例えば地域やPTA、教職員の人たちがコミュニティ・スクールということにどの程度理解されているのか。その辺きちっと押さえられた上で、専門家に来ていただいて、お話をするとというのは、その後でもいいのではないかと思うんですね。どういうことかというと、もっと地域の住民さんや教職員の方々がどういう思いを持っていて、学校に対してどういうことを望んでらっしゃるのか、そういうところに対して、今回のコミュニティ・スクールという考え方ですね。教育長が新たに来られて、新しい取組をされるということに関しては、私は既成の概念ではないところでやるということに対しては評価したいと思うんです。やっぱり、そういう取組は必要だと思うんですけども。ただ、この半年の間に、そういう方々に来ていただいても、私が懸念するところは、すごく頭でっかちというか、すごいよく知ってらっしゃる方々が来て、そういう

ことをわっと上から言わると、本音が出せずに、丸め込まれてしまうというか、本当の思いを住民の方々や、例えば子どもたちも含めて、どういうニーズがあるのか。そのために、これを進めるためにはどういう配慮が要るのかというところに十分な時間があるのか。その前に、そういうふうに言われてしまうと、そこで何となくそういう気持ちにさせられて、皆さん特に質問なかつたし、反応なかつたからといって進められてしまって本当にいいものになるのかというところに関してはすごく懸念しておりますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○南本委員長 大門教育長。

○大門教育長 今、畠委員ご質問されてるとおりのところであると思いますね。このプランは、やはり子どもの今現在の教育活動をさらに充実させて、千早赤阪村の子どもが千早赤阪村出身であることを誇りにできるようなプランをつくっていきたいと思っております。

今年度につきましてはプロジェクトチームということですので、じゃあどのような中身にしていったらいいのか、それからどのような仕組みをつくればいいのか、少人数に対する対応方法もあるというようなことは、これはプロジェクトチームの中で、それこそ専門家を入れながら、しっかり住民代表、それから保護者も代表が出ておられますので、議論していく上で進めていきたいと思っております。令和8年度中にということではありますけども、今おっしゃられてるような観点は非常に大事だと思いますので、慎重に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 というお話ですと、今のだと、やはりプロジェクトチームとして検討する、そこに住民の方も、PTAの代表の方でしょうか、あと教職員の方も多分入られるとは思いますけれども、今さつき言ったように、有識者の方からこうこうこうと言われると、やっぱり本音を出せずに、その方向に流れてしまうという懸念があるということをさっきからお伝えしてるんですけども。そのためには、やっぱりもう少しそこの辺の対応をきちっと検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○南本委員長 大門教育長。

○大門教育長 今おっしゃっていただいた有識者がこうこうこうすべきだというようなところではなくて、ここは慎重に検討するというところでございます。先ほど理事のほうからも回答させていただきましたように、有識者の中には様々な立場の方がおられます。何も、このコミュニティ・スクールの専門家ののみが入ってるわけではありません。そこ

で、やはりバランスの取れた審議というものを進めていただくよう、こちらもしっかりと連携していきたいというように思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 今のお答えだったら、コミュニティ・スクールの専門家ばかりが言って、その理念を皆さんに分かっていただくという取組ではなくてというお話ですので、そうであれば、やはり子どもたちの人権、どう考えて、どうしたいのかというのは当然必要なんですが、そういう視点、あるいは地域住民の生活と関わるという、そこもつなげていくというお話ですから、その視点というものも必要になってくるわけですね。そういう意味で、先ほども言つてるように、もっと広く地域にそういうことについてどう考えますかという、それこそワークショップとか、やっぱりそういう話し合いの場というのを設ける必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○南本委員長 大門教育長。

○大門教育長 今ご質問いただいた内容、特にコミュニティ・スクール自体が、地域住民、それから保護者の考えもそこでしっかりと出していくと、そして合議体として進めていくという仕組みになっておりますので、今現在のプロジェクトチームは本当に村の教育の中身、在り方、それから適正規模等、ここも踏まえて、じゃあおっしゃられるような意見を吸収するためにはどのようなコミュニティ・スクールであればいいかという検討も含めてするプロジェクトチームでございます。

以上、回答いたします。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 今のコミュニティ・スクールに対しての質問なんですけども、畠委員が懸念されておられるようなことがないように慎重に進めると、いろんな意見を吸い上げて進めるということなんんですけども、逆に、そういうふうな形を取つていけば、非常にスケジュールがタイトやと思うんですよ。今年度、プロジェクトチームをつくつて、来年度から一一来年度早々になるかどうか分かりませんけども、コミュニティ・スクールを導入することなんんですけども、スケジュール感についてはどういったお考えになっておられるんでしょうか。

○南本委員長 大門教育長。

○大門教育長 我々のプランにおきましては、できれば来年度中に学校運営協議会を設置したいというふうには考えております。そうすることによって、より早くそういった住民さんであるとか、あるいは保護者の方の意見も反映できるかなというふうに思つております。

す。なおかつ、村の中では、地域の皆様、人口4,000人ということ、やはり子どもの教育を考えていく場合、教育の中身、そこに対する専門家というのは必要かなというふうに思っております。先般、ご説明もさせていただきましたように、村の子どもの学力課題というのははっきり出ております。そこを特にどのような方法で教示していったらいいのかというところはやはり積極的に、なおかつ今現在の子どもに関することですのでスピーディーにやらないけないなというふうには思ってます。ただ、ご心配のとおり、令和8年度中を目途としておりますけども、形だけがきて、まだ教育内容が整ってないというようなことにはならないように、その教育内容についても今後のコミュニティ・スクールの中でしっかり議論していくための組織だというご理解をお願いしたいと思います。議論はこれから進めていくんだというようなところでお願ひしたいと思います。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ご答弁ありがとうございます。

今の村が抱えてる教育の問題、生徒数が少ないということが大きな問題になってるかと思うんですけども、生徒数が少ないと逆手に取ってというか、それをメリットとするようなコミュニティ・スクールでもって課題解決を図っていくことやったと思うんですけども、そのようにやっていただく、私自身はいいことやと思ってるんですけども、やっていただくに当たって、少しでも早く動いていただきたいなというふうには思います。ですから、ここへ補正予算を出しておられるんですけども、逆に、この予算でいいのかどうか、これで足りるのかどうかとかいうことも含めて、今後進めていっていただきたいと思うんですけども、大体この予算、先ほどご説明ありましたように、報償費と旅費ですか、これでプロジェクトチームの立ち上げ及び仕事というのはこの予算ができるのかどうかというところなんんですけども、その辺はどういうふうにお考えされてるんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回補正させていただいた計上科目でございますけども、報償費のほうにつきましては、当初予算でもう一定金額を計上させていただいておりまして、今回、先ほど積み上げのご説明もさせていただいて、私の説明と金額が合わないと思うんですけども、それは今の当初予算の分、今年度の支出見込みを精査いたしまして、今回足らない部分を補正させていただいておりまして、この予算で何とか年度内のプロジェクトチームの経費についてはこの中で賄っていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 今、当初予算っておっしゃったんですけども、当初予算というのは7年度予算ですよね。7年度予算をつくるのは前年度、6年度ですよね。もうその時点で、その時点ではまだコミュニティ・スクールの話は出てなかったんちゃうかなと。子どもの新しい、タイトルは計画は忘れましたけども、3月か2月につくられてると思うんですけども、その資金の運用みたいな形という解釈でいいんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 ちょっと私の説明不足であったかも分かりませんが、当初予算では、これまで学校で様々な有識者、大学教授とかを招きまして、学校の教職員への講習であったりとか、あと今現在くすのきホールで実施しております教育支援センター、通称くすのきルーム、それとスクールソーシャルワーカーの経費、その他いろいろ、学校を支援していただいている方への謝金等もこの予算科目で計上しております、それを精査して、今回コミュニティ・スクールに要する経費等々も合わせまして、不足分を今回補正させていただいたということでございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畠委員。

○畠委員 答弁ありがとうございます。

一応、この補正予算で要求されている内容に関してはある程度理解できたと思うんですけども。ただ、先ほどスケジュールがタイトではないかという疑念も出されましたけど、すごくやっぱりタイトだと思います。だから、それがこのプロジェクトチームとしての活動は今年度できちっと終わりにして、未来プランのほうを見せていただくと、計画ゼロ年、今年度は教育改革ゼロ年というふうに設定されているんですけども、その中に挙げられている項目、非常に多岐にわたります。それがこれから半年間でこれをされるというふうに理解するとしたら、かなりタイトで厳しいと思うんですね。そういう意味では、今年度で全てというふうな理解ではなくて、継続して、それが令和8年度からもうすぐできるよという、そういう姿勢ではないと、やっぱりそれはきちっと準備が整ってから進めますよという形であるというふうに理解させていただいてよろしいんでしょうか。

○南本委員長 大門教育長。

○大門教育長 プロジェクトチームというのは、大枠の方向性、そしてコミュニティ・スクール自体の中身の枠組みの在り方とか、それからどういう方向に教育を進めていくのかというような、どういう方向にというのは、学習指導要領のこれも適正な実施ということ

に一番尽きるとは思うんですけども、それをしっかりと見据えた上で、学校運営協議会が設置されれば、そこから熟議はしっかりと始まっていく、協議は始まっていくと、それがコミュニティ・スクールなのだという理解をお願いしたいなというふうに思っております。委員ご心配いただいているように、スケジュールが非常にタイトであるというところは、我々も事務局のほうが頑張っていかなかんなというふうには思ってるんですけども、そこも進捗状況に合わせ、できるだけ今の子どもたちに早く内容が反映されるような取組を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 ありがとうございます。先ほどから言ってる繰り返しになってしまいますけれども、拙速過ぎる進め方というのはやっぱりなかなか理解が得られないと思いますので、そのところはしっかり考えて、その計画修正もありというところで、例えば学校運営協議会が設置されてから始まるということですが、今現に小吹台地域では学校を中心としたボランティア活動で組織化されています。そういう意味では、そういうのはエリア型コミュニティ・スクールというような範疇に入る部分があるらしいですけれども、今大門教育長が進められてるテーマ型というコミュニティ・スクールという視点からいくと、やっぱりまだまだ地域で活動されている方々の理解もついていけないという気がしますので、そのところはぜひともこの計画でこうしてあるから、例えばこの組織をまずつくってしまえば次へ行けるという考え方ではなくて、ぜひとも慎重に進めていただきたいなというふうには要望いたします。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ないようでございます。それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○南本委員長 それでは、異議がありますので、起立て採決をしたいと思いますので、よ

ろしくお願ひいたします。

賛成の方はご起立ください。

(賛成 4 名 反対 1 名)

○南本委員長 着席ください。

それでは、賛成 4 人、反対 1 人。賛成多数ですので、よって、本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第 49 号令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

仲谷健康課長。

○仲谷健康課長 議案第 49 号令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（診療施設勘定）によりご説明いたします。

議案書 10 ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、施設管理費、一般管理費につきましては、千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業赤字補填助成金による増でございます。

続きまして、8 ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の総務費の一般管理費に対する繰入れによる増でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畠委員。

○畠委員 先ほどちょっと申し上げましたが、この赤字補填、令和 6 年度国保診療所運営事業における赤字補填ということですが、その原因はどのように分析されて、どのように評価されているのでしょうか。お伺いします。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、歳出における医師などの人件費が診療所運営に係る支出の 6 割を占めており、その人件費を賄う収入が確保できなかつたことが大きな要因でございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 医師の人工費が確保できなかったというのは、どういう理由から確保できなかつたんでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 診療所の人工費につきましては、医師1人、看護師1人、非常勤も途中までいてました。事務員1人ということと、あと地域医療振興協会の本部のほうの事務支援員というところの部分の人工費もある程度は案分されて、人工費ということで計上されてるんですけども。こちらのほうですけれども、指定管理料1,870万円に対して、診療収入、大体3,500万円推移で例年上がってきてるんですけども、歳出につきましては、薬剤費と一般的な検査費用とかの経費もあるんですけども、こちらの人工費が今回でしたら4,000万円ぐらいございます。こちらにつきましては、医療時間を縮めるとか、診療日数を減らすとか、そういったところで人工費のほうを抑えられるかというところも議論にはなりましたけれども、やはり安定的な診療時間を確保するというところの部分で、言いましたら安価な医師に交代とかというところもできませんでしたので、一定の人工費というのが固定的な経費ということで上がって来て、歳出の6割部分を占めて、そこに係る収入、診療収入の増というところがかなり見込めなかつたというところによりまして、収支不足額というところで、後で村のほうから補填させていただくという、こういった状況で進めさせていただきました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 収入確保できなかつたということは、つまり診療所に来る患者さんが少なかつたということなんでしょうか。もっと患者さんがたくさん来れば、これはそうでない状況になった可能性もあるというふうに分析してよろしいんでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 はい、委員のおっしゃるとおり、定期受診者については、ある一定の受診者というのは確保はできる状況でございます。しかし、立地的条件から、なかなか他市町から新規受診者という、受け入れというのが非常に難しかつたということもございますし、令和6年度につきましても、令和2年度以降から新型コロナウイルス蔓延に伴う、やはりそこら辺の受診控えというのがかなり影響してるところもございますので、そういう新規受診者の確保につなげれなかつたというのが大きな要因になっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 そこでの分析をやっぱりしっかりとしていただきて、ここは補正予算ということですので、内容はずれるかもしれません、今後、今度指定管理者が替わりましたね。指定管理を受けた方が替わりましたので、そこで、こここの部分をどういうふうに村として反映して、その辺を条件として出されるのかというところが非常に重要なとおもいますので、しっかりとその辺のところは、今ここで聞く話ではないのかなとは思いますが、どうでしょうか。もし何かそのことについてお話しできることがあればお伺いしたいです。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 まず、村のほうから指定管理料、前指定管理者につきましては年間1,870万円を指定管理料として交付させていただきました。こちら指定管理を切り替えるに当たりまして、これを増やすかどうかというところも検討に入れてたところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスの蔓延に伴いまして非常に収入の見込みが取れないということと、慢性的な赤字ということで増減しましたので、こちらにつきましては指定管理料の中でやってくださいというのがなかなかできない状況でございましたので、最終的に決算額を見て、收支不足額を村のほうが補填するという形を従来まで取らせていただきました。それを踏まえまして、今回新たな正清会様に受託、指定管理を受けていただくに当たりまして、過去の赤字額の、経営者の努力も当然ございますので、そこも加味しまして、指定管理料を1,870万円から2,310万円、440万円を今回上げさせていただきまして、なおかつ土曜日診療、整形外科、認知症外来とか、そういった部分の新たな新規受診者の獲得というところの部分もご検討いただいて、収入の増につなげる形で、この指定管理料の中プラス診療収入で賄っていただくということで、これから管理運営のほうを進めていただくということで今現在動いております。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ありがとうございます。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第50号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳出についてご説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

款、地域支援事業費、項、一般介護予防事業費の1目、一般介護予防事業費は、介護予防教室の委託料で、一般会計から組み替えに伴う増です。

諸支出金、償還金及び還付加算金の2目、償還金は、令和6年度の地域支援事業費交付金、介護給付費負担金の国庫支出金、府支出金、支払基金交付金及び市町村保険者機能強化推進交付金確定に伴う返還金です。

3項の繰出金、一般会計繰出金は、一般介護予防事業費の一般会計から介護保険特別会計への組み替えに伴う減です。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入です。

国庫支出金の国庫補助金、1目、調整交付金、2目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と支払基金交付金の地域支援事業支援交付金と府支出金の府補助金、1目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、繰入金の一般会計繰入金、2目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、諸収入の雑入は、一般介護予防事業費の一般会計から介護保険特別会計への組み替えに伴う増です。

繰入金の基金繰入金は、財源更正に伴う減です。

繰越金は、前年度繰越金確定に伴う増です。

以上、説明といたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畠委員。

○畠委員 ちょっと教えてください。今、8ページのほうで説明されました介護、まず繰入金、8番のところですが、この基金繰入金、これがどういう趣旨の内容で発生、どういう趣旨のものなのか。先ほどの説明では理解できなかつたので、お願ひします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護給付費準備基金繰入金につきましては、当初予算のほうで還付未済金と、あと基金取崩しの金額なんですけれども、端数の関係で、足らない分だけを繰入れたわけではなくて、10万円単位で繰入れさせていただいたので、その端数の関係で、前年度繰越金として入ってますので、介護給付費準備基金の繰入金は財源更正でマイナスとなっております。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ということは、もともと介護保険事業を運営していくに当たって不足の部分がもう当初予算から、そちらから基金から繰り入れられているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員おっしゃるとおりに、当初予算に介護給付費準備基金繰入金のほうは計上のほうをさせていただいております。6年度の決算で繰越金が出てますので、そのあたりで財源更正で減額となっております。

以上です。

○南本委員長 畠委員。

○畠委員 ありがとうございます。

そうしますと、9番の繰越金というのがありますよね。この繰越金というのは、今の繰入金とは関係なく、繰越しできる金額が発生したのは、逆に言えば、どういう理由でこれが発生してるのかについて教えてください。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 この繰越しさせていただく金額の中には、6年度の介護給付費の国庫負担金、国庫補助金、府負担金、府補助金などの事前に歳入させていただいてる分で、精算に伴う返還金が生じましたので、その返還金分を繰越しさせていただいてるものでござい

ます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畠委員 そうしますと、この額は国等に対して返還しなければいけないものであるということで、それを繰越しとして上げているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今、委員おっしゃるとおり、6年度にもらい過ぎた分を返還するものを翌年度に返還しなければならないので繰越しさせていただいているものでございます。

以上です。

○畠委員 ありがとうございました。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の委員会を閉じ、令和7年9月予算常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでございました。

午後0時08分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

予算常任委員会

委 員 長 南 本 斎